

令和7年8月6日

各位

秋田地方最低賃金審議会
使用者代表委員

2025年度秋田地方最低賃金審議会に臨む
使用者側の基本的な考え方及び金額提示

1 中小企業を取り巻く状況

中小企業基盤整備機構が6月30日に公表した「中小企業景況調査」によれば、全産業の業況判断DIは△16.3と4期ぶりに改善したものの、前年同期の△15.7に比べて0.6ポイント低下している。中でも、従業員20人以下の小規模企業の業況は厳しく、中規模企業との差が昨年の5.3ポイントから8.1ポイントに拡大した。また、6月30日に日銀秋田支店が公表した秋田県内の短観では、全産業の業況判断DIは前回3月調査から1ポイント悪化の+6、先行きは足元から2ポイント悪化の+4となり、特に製造業での後退が目立つ結果となった。アメリカの関税措置による影響が見通せず、先行きの不透明感が高まっていることがうかがえる。

中小企業が賃上げを行うためには、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁と生産性向上を図り、原資を確保していくことが必要である。しかしながら全国商工会連合会が5月に公表した「令和7年度賃上げ等に関するアンケート調査結果」によれば、コスト増の7割以上を価格転嫁できている事業者は13.1%に留まり、価格転嫁率が3割以下の事業者が59.4%にのぼっている。

2 基本的な考え方

昨年度の秋田県最低賃金は前年比プラス54円、実に6.0%増と過去最高を更新し、その結果、当県の影響率は30%台目前の29.3%にまで上昇、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を及ぼすに至ったことは周知のとおりである。

最低賃金は、労働者の生活を保障するセーフティーネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、その引上げは各企業の経営判断

による賃金引上げとは意味合いが異なる。さらに、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支える重要なセーフティネットでもある。満足に価格転嫁ができていない状況で、すべての企業に適用される最低賃金を過度に引き上げることは、地方の産業・生活インフラを支える中小企業の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねない。

使用者側は、先日中央最低賃金審議会の目安小委員会報告で示された目安を参考にしつつも、最低賃金法第9条に定める決定の3要素である「生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力」に係る地域の実態に基づき、納得感のある審議を行っていきたいと考えている。法定3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」に重きを置き、3要素を総合的に表す「賃金改定状況調査」の結果の、とりわけ第4表の賃金上昇率を重視して議論を重ねていくとの基本方針に変わりないが、最低賃金近傍で働く方々への物価水準等の影響についても十分考慮していく必要があると考えている。

3 金額提示

以上から、令和7年度の最低賃金は、現行比+40円の991円（第4表③のCランクの上昇率3.6%+0.6%）を上限に、審議を進めてまいりたい。

（以 上）